

(案)

令和7年 月 日

豊郷町下水道事業管理者 伊藤 定勉 様

豊郷町下水道事業審議会
委員長 横山 幸司

豊郷町下水道事業の経営状況および下水道使用料について（答申）

令和7年5月28日付豊上下水第89号で諮詢のあった標記の件について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。なお、留意されるべき事項等を付帯意見として申し添える。

記

1. はじめに

本町の下水道事業は平成9年に供用開始され、令和2年に企業会計に移行している。その間使用料改定を行っておらず、据え置きとされてきた。

公営企業である下水道事業の経営は使用料収入をもって行う独立採算制を基本原則としながら、その本来の目的である公共の福祉を増進していくことが求められる。しかしながら、使用料対象経費を賄うことができず一般会計からの繰り入れに頼っている状況である。

また、給水人口の動態や施設の更新需要の増大、光熱費等の高騰による流域下水道への維持管理負担金の値上げなど、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

そこで本審議会では町民生活への影響にも配慮しつつ、適正な使用料改定について審議を重ね、次のとおり改定を行うことが望ましいという結論に至った。

2. 使用料の改定内容

（1）算定期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

（2）改定単価

水量区分	使用料（円）
基本使用料	1,400
従量使用量	
10 m ³ まで	0
10 m ³ を超え 30 m ³ まで	150
30 m ³ を超え 50 m ³ まで	160
50 m ³ を超え 100 m ³ まで	170
100 m ³ を超え 750 m ³ まで	180
750 m ³ を超える分	230

3. 付帯意見

下水道事業は、公衆衛生の向上等、その目的のため欠くことができない公共性、公益性の高い事業であり、他のライフラインと異なり同等の機能を代替する手段が極めて限られているため、計画的・継続的な事業実施が不可欠である。このことから、次の3点について、付帯意見として付記する。

- ① 中長期的な視点をもって改修及び維持管理費用や一般会計負担金を含め、十分な財源の確保と持続可能な事業経営に努められたい。
- ② 下水道施設の耐震化や老朽管路の更新を進めることにより、地震・災害に強い下水道の確立をめざし、適切な対策や維持管理に努められたい。
- ③ 下水道使用料については改定を行うことが望ましいとしたが、経営の見通しや町の財政状況、社会経済情勢等、あらゆる視点を踏まえて今後も適切な下水道使用料のあり方について5年以内に検討を実施されたい。